



## 《会計・税務の知識》 事業承継税制 「とてあえず確認」のススメ！

3年前に創設された、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度は、一定の要件を満たす非上場株式について、議決権の2/3までは、贈与税は全額、相続税は80%まで納税を猶予・免除されるという本来は魅力ある制度です。が、従来は適用要件が厳しく十分に活用されていませんでした。

しかし、昨年6月の改正により大きな要件緩和がなされており、さらに経産省による平成25年度の税制改正要望では、未だネックとされている5年間8割雇用維持要件の見直しや、5年経過後の完全免除が盛り込まれました。

今回は、利便性が高まることが見込まれる事業承継税制を将来利用できるようにするため、要件の一つである事前の「経済産業大臣の確認」についてご検討頂きたい、一筆啓上致しました。

### 1. 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度手続

会社経営者が後継者に、相続により自社株式を承継する場合の優遇税制措置です。まずは、特例を受ける場合の手続の流れをご紹介します。

#### ①相続前

計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについて「経済産業大臣の確認」を受ける必要あり。

#### ②相続開始後

相続開始後に、会社・後継者（相続人等）・先代経営者（被相続人）の要件を満たしていることについての「経済産業大臣の認定」を受けます。相続税の申告期限までに、納税猶予の特例を受ける旨を記載した相続税申告書等を税務署に提出します。

#### ③納税猶予期間中

引続き特例の適用を受ける旨や経営状況等を記載した「継続届出書」を定期的に所轄税務署へ提出します（当初5年間は毎年、以降は3年毎）。自社株式の継続保有等の要件を満たすことにより、納税猶予が継続されます。

#### ④後継者の死亡等

「免除届出書」「免除申請書」を提出することにより、納税が猶予されている相続税の全部または一部が免除されます。

贈与税の納税猶予制度手続については割愛します。

### 2. 23年6月の改正の主な内容

23年6月29日以前は、代表者の親族により支配されている会社が上場会社や風俗営業会社などに該当すると適用できないことになっていました。何年も会っていない姪が上場会社オーナーと結婚したり、甥が風俗ビジネスを始めたりすると適用が取り消され、猶予税額全額に利子を加えて納税しなければならない状況でした。23年6月30日以降は、代表者と生計を一にする親族による支配でない限り、規制対象外となりました。これで予期せぬ要件違反の可能性は大幅に低まりました。

### 3. 経済産業省による25年度改正要望の主な内容

9月に公表された経済産業省による来年度税制改正要望には、事業承継税制の要件緩和について盛り込まれています。これがそのまま実際に採用されるかは現在のところ不明ですが、もし実現すれば格段に利便性が高まるといいのではないのでしょうか？

- ①親族外への承継を対象化。
- ②贈与の場合、役員退任まで求めず代表者退任に
- ③雇用8割維持要件は、毎年でなく5年間の平均で判定。未達成の場合は下回った分のみ納税。
- ④5年経過後は納税猶予額を全額免除。

また、対象資産として、会社の事業資金の担保に提供されている不動産も含めることが提言されています。

### 4. 結び

使い勝手が悪いとされていた事業承継税制も、昨年6月の改正と、今回の改正要望により大幅に要件が緩和されて使い易くなることが見込まれます。経済産業大臣の確認を受けても、納税猶予制度の適用を義務付けられるわけではありません。贈与や相続等の発生の後に改めて適用を検討することもできます。一方、事前に確認を受けていないと利用したくてもできないこととなります（1①下線部ご参照）。

将来の事業承継対策の選択肢を広げておくためにも、いつ起きるか判らない相続に備えて、確認申請を検討してみたいかがでしょうか。ご不明点は弊社までお気軽にご相談を！（担当：事業承継チーム）